

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	理 由																								
<p>(ディーゼル発電機 -モード5、6および照射済燃料移動中-)            第75条 <u>モード5、6および照射済燃料移動中</u>において、ディーゼル発電機は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、<u>所要の非常用高圧母線に接続するディーゼル発電機のうち1基以上</u>について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が <math>6,900 \pm 345</math> V および周波数が <math>60 \pm 3</math> Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="243 905 1270 1136"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>(1) <u>所要の非常用高圧母線に接続するディーゼル発電機のうち1基以上が動作可能であること</u><sup>※1</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。            ※2：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表75-2</p> <table border="1" data-bbox="243 1436 1294 1591"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">制 限 値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>1.10 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	ディーゼル発電機	(1) <u>所要の非常用高圧母線に接続するディーゼル発電機のうち1基以上が動作可能であること</u> <sup>※1</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること <sup>※2</sup>	項 目	制 限 値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m <sup>3</sup> 以上	1.10 m <sup>3</sup> 以上	<p>(ディーゼル発電機 -モード1、2、3および4以外-)            第75条 <u>モード1、2、3および4以外</u>において、ディーゼル発電機は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、<u>ディーゼル発電機</u>について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が <math>6,900 \pm 345</math> V および周波数が <math>60 \pm 3</math> Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 905 2415 1098"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>(1) <u>ディーゼル発電機2基が動作可能であること</u><sup>※1※2</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。            ※2：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。            ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表75-2</p> <table border="1" data-bbox="1359 1436 2410 1591"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">制 限 値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>1.10 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	ディーゼル発電機	(1) <u>ディーゼル発電機2基が動作可能であること</u> <sup>※1※2</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること <sup>※3</sup>	項 目	制 限 値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m <sup>3</sup> 以上	1.10 m <sup>3</sup> 以上	<p>・原子力安全・保安院指示文書（平成23年4月9日付）に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																									
ディーゼル発電機	(1) <u>所要の非常用高圧母線に接続するディーゼル発電機のうち1基以上が動作可能であること</u> <sup>※1</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること <sup>※2</sup>																									
項 目	制 限 値																									
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m <sup>3</sup> 以上	1.10 m <sup>3</sup> 以上																								
項 目	運 転 上 の 制 限																									
ディーゼル発電機	(1) <u>ディーゼル発電機2基が動作可能であること</u> <sup>※1※2</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること <sup>※3</sup>																									
項 目	制 限 値																									
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m <sup>3</sup> 以上	1.10 m <sup>3</sup> 以上																								

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前			変 更 後			理 由
表 7 5 - 3			表 7 5 - 3			・原子力安全・保安院指示 文書（平成23年4月9日付） に伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. <u>全てのディーゼル発電機が動作不能<sup>※3</sup>である場合</u>	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※4</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、 <u>動作不能となっているディーゼル発電機の少なくとも1基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに	A. <u>ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能<sup>※4</sup>である場合</u>	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、 <u>ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに	
<p>※3：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。</p> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>			<p>※4：<u>ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。</u></p> <p>※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（平成 年 月 日 17原安防通達第2号ー ）                      （施行期日）                      第 1 条 この通達は、平成 年 月 日から施行する。                      2. 第75条（ディーゼル発電機 ーモード1、2、3および4以外ー）の表75-1に                      ついて、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号                      炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p>	